

奨学生募集要項（2025年度）

No.

48

神戸大学推薦枠（A区分）

奨学団体名 (奨学金名称)	村尾育英会		
2025 募集依頼人数	1名（全国で15名程度）		
募集学年	学部2年生（医学部医学科は4年生）		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
大学締切時期	神戸大学推薦枠（A区分）申請要項参照		
給付	月額 40,000円	貸与	無
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	22歳以下（医学部は24歳以下）
就労制限	—	出身地制限	無
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none"> ・成績基準あり 在籍学部又は学科の上位1/3以内で、在学中その成績を維持できる見込みのある者 ・家計基準あり（世帯の合計） 給与所得者：90万円以下、給与所得以外：450万円以下 ・給付期間は、当年10月から大学卒業迄の最短期間 ・大学から推薦された場合は、「作文：進路・職業・人物像など将来の希望」を要提出 ・面接あり：2025年6月21日（土）予定 ・合格後の新規採用奨学生オリエンテーション（8月29日（金）予定）への出席が必須 ・採用された場合は、財団主催行事（OB・現役交流会、卒業生激励の集い、懇談会等）へ必ず出席すること ・採用後、毎学年度末の成績が学部又は学科において上位1/3内を維持できない場合は奨学金が打ち切りとなる。 		

(一財) 村育第 45 号

令和 6 年 12 月 9 日

奨学金ご担当部課 御中

一般財団法人 村尾育英会

代表理事理事長 村尾 憲一郎

令和 7 年度（2025 年度）奨学生募集要項等について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より当会の奨学事業につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 7 年度（2025 年度）村尾育英会奨学生募集要項等の資料一式をお送りいたしますので、記載内容を十分にご確認の上、貴学から応募者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、奨学金の支給金額を 36,000 円（月額）から 40,000 円（月額）に増額しております。

敬具

添付書類内容

- (1) 令和 7 年度（2025 年度）奨学生募集要項等について
- (2) 奨学生募集要項
- (3) 奨学生採用願書（様式第 1 号）ならびに（付属書類） <記入例含む>
- (4) 作文用原稿用紙

お願い

○「新規採用奨学生オリエンテーション」を欠席する学生が推薦され、面接選考で不合格とせざるを得ないケースが発生しています。奨学生として採用されるために出席しなければならない行事ですので、ご推薦前に必ず学生にご確認ください。

○応募書類は全て原本（応募者・保証人が記入または取得したもの）をご郵送ください。

○応募者（推薦者）がいない場合は、令和 7 年 5 月 8 日（木）までにその旨と理由を記載したメールをお送りください。

○村尾育英会についてはホームページをご参照ください。

<https://www.murao-ikueikai.com/>

一般財団法人村尾育英会 令和7年度（2025年度）奨学生募集要項

1. 応募資格

- 【指定校制】 兵庫県出身（県内の高等学校卒業等）で4年制大学または6年制大学（医学部・歯学部・薬学部）に在学中の学部生。あるいは、兵庫県内に所在する4年制大学または6年制大学（医学部・歯学部・薬学部）に在学中の学部生。
- 【年齢基準】 4年制－令和7年4月現在2年生で、令和7年4月1日現在22歳以下の者。
6年制－令和7年4月現在4年生で、令和7年4月1日現在24歳以下の者。
- 【学力基準】 学業成績が応募者の在籍する学部または学科の上位1/3以内であり、在学中その成績を維持できる見込みがある者。
- 【人物基準】 心身ともに健康で、将来社会のそれぞれの分野でリーダーとして活躍することが大いに期待される者。
- 【家計基準】 市区町村発行の最新年度『所得証明書（課税証明書）』に記載されている合計所得金額または総所得金額が次の制限を満たす者。

給与所得者の※世帯の合計	900万円以下
給与所得者以外の※世帯の合計	450万円以下

※世帯全員分（応募者を含む就学者・未就学児は除く）

- 【その他】 選考基準（P2参照）を満たす者。

2. 奨学金

- 原則として、奨学生本人名義の銀行口座へ月額40,000円を3ヶ月毎に一括して送金します。ただし、手渡しで支給する場合があります。
- 原則として、奨学金は返済不要です。
- 支給期間は奨学生採用後の10月から大学卒業までの最短期間とします。
- 他奨学団体との併給を認めます。

3. 募集人数

原則として、1名を募集します。（指定校の推薦を受けた者）

4. 採用人数

本年度指定校19大学より推薦された応募者のうち、15名程度を採用します。

5. **選考基準**

当会は奨学金を支給することにとどまらず、奨学生が心豊かな人間として成長していくことが大切であると考えており、奨学事業を運営する当会、現役奨学生、OB・OGのつながりを家族にたとえて「村尾ファミリー」と呼んでいます。

大学や世代の垣根を越えた以下の交流行事は、奨学生が胸襟を開き友情の輪を広げ、人間形成を図っていく場となっています。

学業成績に加えて、毎年度交流行事に出席し、当会のこの理念を良く理解できる人を選考します。

□ **新規採用奨学生オリエンテーション**

令和7年8月29日（金） 会場：神戸市中央区 13：00～19：30（予定）

新しく「村尾ファミリー」となる奨学生全員が初めて顔を合わせ、当会の基本理念と行動指針を学び、これからの奨学生生活を充実させる行事です。

※採用されるためには、内定後、オリエンテーションへの出席が必須です。

※語学留学・インターシップ・部活動など、いかなる理由も欠席は一切認められません。

□ **OB・現役交流会**

関東：令和7年11月 8日（土） 会場：東京都内

関西：令和7年11月15日（土） 会場：神戸市中央区

毎年度、現役奨学生とOB・OGがそれぞれ関東と関西に集まる行事です。座談会や懇親会などを通して、当会の委員・役員とともに「村尾ファミリー」の世代を越えた交流を実感できます。

□ **卒業生激励の集い**

令和8年3月7日（土） 会場：神戸市中央区

毎年度、卒業を迎えた奨学生、現役奨学生、OB・OGが一堂に会し、当会の委員・役員、来賓と共に卒業を祝います。奨学生を取り巻く多くの方々に改めて感謝し、「村尾ファミリー」の“親睦の輪”の大切さを実感する年間で最大の行事です。

□ **前期懇談会・後期懇談会**

毎年度、奨学生同士の親睦を深めるための懇談会を開催しています。

6. 選考方法

当会奨学生選考委員会の【書類選考】および【面接選考】により内定者を決定します。

【書類選考】提出期限：令和7年5月8日（木）必着

- ① 奨学生採用願書（様式第1号）1枚
 - ② 奨学生採用願書（付属書類）2枚
 - ③ 市区町村発行の最新年度『所得証明書（課税証明書）』
※祖父母等を含む同一世帯全員分（応募者を含む就学者・未就学児は除く）
 - ④ 大学長の推薦書1枚（自由記述）
※累積GPA【満点○点中○点】を記載
 - ⑤ 大学公印付き成績証明書1枚
 - ⑥ 作文『村尾育英会の奨学金を選んだ理由』指定原稿用紙1枚
 - ⑦ 作文『進路・職業・人物像など将来の希望』指定原稿用紙1枚
- ※ いずれも両面印刷不可で＜原本＞に限ります。
- ※ 全ての書類が提出期限までに到着しない場合は選考対象外となります。

【面接選考】学力・人物重視

- 面接日 令和7年6月21日（土）
- 面接時間 午前または午後の時間を指定します。（変更不可）
- 面接会場 村尾育英会会議室
- 面接詳細 面接日の約10日前までにメールで案内します。
- 交通費 当会規定により支給します。

7. 結果通知

7月上旬に大学長ならびに応募者へ書面で通知します。内定通知を受けた者は、次の書類を期限までに提出してください。

- 誓約書（様式第2号）
- その他当会が必要とする書類

8. 採用後の主な決まり

- 関東 | 関西OB・現役交流会、卒業生激励の集いなど、当会が指定する交流行事に毎年度出席すること。
※必修授業・大学の定期試験・就職面接以外は欠席を認めません。
- 奨学金受領毎に、近況報告を兼ねた受領報告を送金日から1週間以内（厳守）にメールで提出すること。
- 毎学年終了後、大学の公印がある成績証明書を提出すること。
- 「村尾ファミリー」最新情報を共有するための大事なツールである、親睦会通信デジタルブック「緑風」の原稿を提出すること。
- 住所・電話番号・銀行口座変更、留学、退学（他大学へ編入学する場合も含む）、休学、留年など、奨学生、または保証人に関する変更事由の届出をすみやかに行うこと。
- 奨学生として期待される行動をとること。

9. 奨学金の不支給・打ち切り・返済

- 不支給
奨学生が前述の採用後の主な決まりを守っていないと当会が判断した場合は、状況が改善されるまで奨学金を不支給とします。
- 打ち切り
奨学生が以下に該当する場合は、大学を經由して通知の上、奨学金の支給を打ち切り除籍します。
 - ・ **毎学年終了後（3月末）成績が学部または学科において上位1/3以内を維持できない場合**
 - ・ **最短卒業予定年月の延期が確定した場合**
 - ・ 退学（他大学へ編入学する場合も含む）、休学、留年が確定した場合
 - ・ 不支給の措置後に状況が改善されない場合
- 返済
奨学生ならびに保証人に対する信頼を著しく損なう状況が生じたときと当会が判断した場合は、奨学金の支給を打ち切り除籍の上、直ちに支給済み奨学金の全額返済を求めます。

10. 問い合わせ先

大学からの問い合わせのみ受け付けています。

一般財団法人 村尾育英会 事務局

〒650-0037 神戸市中央区明石町30番地 常盤ビル5階 TEL 078-332-1901